

第2四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社マネーパートナーズグループ

(E03747)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業務の状況】	4
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【設備の状況】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
(1) 【株式の総数等】	10
【株式の総数】	10
【発行済株式】	10
(2) 【新株予約権等の状況】	10
(3) 【ライツプランの内容】	19
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	19
(5) 【大株主の状況】	19
(6) 【議決権の状況】	21
【発行済株式】	21
【自己株式等】	21
2 【株価の推移】	21
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	21
3 【役員の状況】	21
第5 【経理の状況】	22
1 【四半期連結財務諸表】	23
(1) 【四半期連結貸借対照表】	23
(2) 【四半期連結損益計算書】	25
【第2四半期連結累計期間】	25
【第2四半期連結会計期間】	26
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	27

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	29
【簡便な会計処理】	29
【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	29
【注記事項】	29
【事業の種類別セグメント情報】	31
【所在地別セグメント情報】	31
【海外売上高】	31
2 【その他】	34
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	35
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月12日
【四半期会計期間】	第6期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社マネーパートナーズグループ
【英訳名】	MONEY PARTNERS GROUP CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥山 泰全
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03)4540-3900(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中西 典彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03)4540-3804
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中西 典彦
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第2四半期 連結累計期間	第6期 第2四半期 連結累計期間	第5期 第2四半期 連結会計期間	第6期 第2四半期 連結会計期間	第5期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
営業収益（百万円）	4,018	4,903	2,546	2,394	10,772
経常利益（百万円）	1,446	1,112	1,053	476	4,303
四半期（当期）純利益（百万円）	950	738	663	334	2,801
純資産額（百万円）	-	-	8,046	9,380	9,453
総資産額（百万円）	-	-	40,959	39,631	35,625
1株当たり純資産額（円）	-	-	25,258.49	29,649.07	30,002.39
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	2,987.11	2,345.86	2,082.90	1,063.06	8,840.20
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	2,844.40	2,282.18	1,995.68	1,035.40	8,453.75
自己資本比率（％）	-	-	19.6	23.6	26.5
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	4,808	3,787	-	-	5,931
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	903	278	-	-	1,385
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	177	826	-	-	643
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	-	-	6,835	9,692	7,010
従業員数（人）	-	-	80	91	89

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2．営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	91
---------	----

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。）については、期中平均人数が全体の10%未満であり、その重要性が低いため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	15
---------	----

（注）従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
	金額(百万円)	前年同四半期比 (%)
委託手数料	-	-
外国為替取引手数料	0	40.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) トレーディング損益の内訳

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
	金額(百万円)	前年同四半期比 (%)
外国為替取引損益	2,382	5.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 金融収益の内訳

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
	金額(百万円)	前年同四半期比 (%)
受取利息	5	82.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) その他の売上高の内訳

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
	金額(百万円)	前年同四半期比 (%)
システム関係売上高	5	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(5) 外国為替取引売買の状況

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
	金額	前年同四半期比 (%)
米ドル/円 (百万ドル)	100,318	108.5
ユーロ/円 (百万ユーロ)	24,286	198.9
英ポンド/円 (百万ポンド)	16,031	154.8
豪ドル/円 (百万豪ドル)	34,180	89.2
ニュージーランドドル/円 (百万ニュージーランドドル)	1,900	44.1
スイスフラン/円 (百万スイスフラン)	145	51.5
カナダドル/円 (百万カナダドル)	561	108.8
南アフリカランド/円 (百万ランド)	1,774	55.0
英ポンド/米ドル (百万ポンド)	791	120.7
ユーロ/米ドル (百万ユーロ)	4,049	85.4

(注) 上記金額は、顧客との相対取引及び金融商品取引所における市場取引による通貨毎の取引高であります。

(6) 自己資本規制比率

		当第2四半期会計期間末 (平成21年9月30日) (百万円)
基本的項目計		7,756
補完的項目	その他有価証券評価差額金 (評価益)等	-
	金融商品取引責任準備金等	0
	一般貸倒引当金	5
	長期劣後債務	-
	短期劣後債務	-
計		5
控除資産		2,526
固定化されていない自己資本 + - (A)		5,235
リスク相当額	市場リスク相当額	1
	取引先リスク相当額	135
	基礎的リスク相当額	1,787
計 (B)		1,923
自己資本規制比率 (A) / (B) × 100		272.1%

(注) 金融商品取引業を営む子会社である株式会社マナーパートナーズの自己資本規制比率を記載しております。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

一方、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

「(2) 法的規制について 金融商品取引法について 八 外国為替証拠金取引に関する規制の強化について」

有価証券報告書に記載しております平成21年5月29日に公表された「金融商品取引業等に関する内閣府令」の改正案等について、パブリックコメントの募集を経て、平成21年8月3日付で「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（以下「改正内閣府令」という。）が公布され、外国為替証拠金取引等について取引所取引、店頭取引共通の規制として、想定元本に対し一定金額以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止することが決定されました。

改正内閣府令は、平成22年8月1日から施行されることとなっており、経過措置として施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、当該一定金額を想定元本に対する証拠金率（以下「証拠金率」という。）の2%とした上で、経過措置の終了する平成23年8月1日からは当該一定金額を証拠金率の4%とすることとされております。

現状当社グループが提供する外国為替証拠金取引は、建玉時の証拠金率を想定元本の約2%から約8%（ハイレバレッジコースの場合は約1%から約4%）としているため、改正内閣府令に適合しない状態となっております。

当社グループは、当社グループの提供する外国為替証拠金取引における証拠金率について適合のための見直しを行うとともに、今後当社グループが選択し得る様々な代替手段等の実施により当社グループの収益基盤への悪影響の回避に努めてまいります。改正内閣府令に適合できなかった場合、業務停止や登録取消等の行政処分が行われることがあり、一方、改正内閣府令へ適合した場合、商品性の変更により外国為替証拠金取引量が減少する可能性があります。これらの場合、当社グループの風評、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間における我が国経済は、昨年来の世界的な景気後退による厳しい状況から持ち直しの向かいつつあります。企業部門においては、輸出や生産が持ち直しつつあることを背景に企業収益の減少のテンポは緩やかになってきました。一方、家計部門においては、雇用・所得環境が一段と悪化する等、依然として厳しい状況が続いており、個人消費も全体としては低調に推移いたしました。先行きについては、景気が持ち直しに向かうことが期待される中、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、金融資本市場の変動の影響等、依然として景気を更に下押しするリスクが存在する状態にあります。

外国為替市場においては、7月から9月にかけて変動率が低下するなど総じて低い変動率で推移いたしました。米ドル/円相場については期首は1ドル=96円台で取引が始まり、米6月の失業率が予想以上に悪化したこと等から景気動向に慎重な見方が強まり、早期景気回復期待が後退に伴うリスク回避の動き等から7月中旬にかけ91円台に下落いたしました。その後、予想以上に良好な米企業決算に加え、8月に発表されたISM製造業景気指数や雇用統計等の重要経済指標の好調な結果を受け、米ドル/円は97円台まで高騰いたしました。9月には我が国財務相による為替介入否定発言等をきっかけに本年2月以来の90円割れとなり、一時88円台まで進んだ後、89円台で期末を迎えました。一方、当社グループの取り扱う米ドル/円以外の主要な通貨である欧州通貨やオセアニア通貨の対円相場においては、低調な変動率に加え、相場レンジも比較的狭い範囲で推移いたしました。

このような中、当社グループは外国為替証拠金取引における新たな収益機会の創出を目的として、大阪証券取引所により平成21年7月21日に開設された取引所外国為替証拠金取引市場（愛称：大証FX）においてマーケットメイカーとしての業務を同日付で開始いたしました。

また、顧客へのサービス向上を図るため、リッチクライアント型アプリケーション取引システム「HyperSpeed（ハイパースピード）」においてチャートの現在値を表示する等の機能改善や、モバイル取引用アプリケーションにおける対応キャリア及び複数の注文方法の追加等を実施いたしました。

このほか、顧客基盤の拡大を図るため、テレビCMによる知名度向上並びにブランド強化や各種キャンペーンの実施等の広告宣伝活動の積極的な展開に加え、主に外国為替証拠金取引の初心者層を対象とした100通貨単位を最小取引単位とする「パートナーズFX nano」の大幅な商品性の改良等を実施いたしました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間の外国為替取引高は1,840億通貨単位（前年同四半期比10.2%増）となりました。また、当第2四半期連結会計期間末の顧客口座数は113,275口座（前年同四半期末比47,812口座増）、顧客預り証拠金は27,295百万円（同0.6%減）、有価証券による預り資産額は330百万円（同4.9%増）となりました。

一方、外国為替証拠金取引のホワイトラベル（注）提供による取引高増加に伴う支払手数料の増加及び顧客基盤の拡大に向けた積極的な広告宣伝活動の結果、販売費・一般管理費は前年同四半期連結会計期間と比べ大きく増加し、1,912百万円（前年同四半期比30.2%増）となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の営業収益は2,394百万円（前年同四半期比6.0%減）、営業利益は477百万円（同55.6%減）、経常利益は476百万円（同54.8%減）、四半期純利益は334百万円（同49.5%減）となりました。

（注）ホワイトラベルとは、ASP（「Application Service Provider」の略）サービスやシステムの提供等により、相手先ブランドによるエンドユーザーへのサービス提供を可能とするサービスパッケージのことであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により2,997百万円増加、投資活動により37百万円減少、財務活動により100百万円減少いたしました。この結果、前四半期連結会計期間末に比べ2,859百万円の増加となり、当第2四半期連結会計期間末における資金の残高は9,692百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は2,997百万円（前年同四半期は4,113百万円の収入）となりました。これは、主に税金等調整前四半期純利益の計上476百万円のほか、顧客の主要外貨のロングポジション（買建の建玉）が急激に増加したこと等による受入保証金の増加3,096百万円をはじめとして、外国為替取引関連の資産・負債が差引2,538百万円の資金増加要因となったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は37百万円(前年同四半期は255百万円の支出)となりました。これは、主に本社事務所の賃貸借契約見直しによる長期差入保証金の回収に伴う収入28百万円があった一方、大証FXにおけるマーケットメイカー業務に係る取引システムの新設や現行サービスの機能追加等のためのソフトウェアをはじめとする無形固定資産の取得に伴う支出57百万円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は100百万円(前年同四半期は5百万円の支出)となりました。これは、大型連休における連休中の差金決済等に備えるための短期借入れに伴う収入1,000百万円及び株式の発行に伴う収入6百万円があった一方、短期借入金の返済に伴う支出1,000百万円及び配当金の支払に伴う支出106百万円があったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設等について、重要な変更があったものは次のとおりであります。

なお、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

外国為替証拠金取引をはじめとする金融商品に対する法的規制の強化の動きへの対応や業績の進捗状況等を鑑み、当初予定していた設備の新設等の完了年月を下記のとおり変更いたしました。

平成21年9月に完了予定のバックオフィス業務システム及びハードウェア設備を平成22年1月に変更いたしました。

平成21年9月に完了予定の新商品取引システム及び平成21年11月に完了予定のバックオフィス業務システムを平成22年6月に変更いたしました。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,080,000
計	1,080,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	320,700	320,820	株式会社大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マーケ ット「ヘラクレス」市場)	当社は単元株制度 は採用しておりま せん。
計	320,700	320,820	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

(第1回)平成17年6月28日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個) (注1)	34
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	1,020 (注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,000 (注4、5)
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,000 資本組入額 5,500 (注4、5)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。

- () 平成19年6月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- () 平成20年6月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

(2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個) (注1)	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	450 (注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000 (注4、5)
新株予約権の行使期間	平成19年10月4日から 平成27年10月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注4、5)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)

- () 平成19年10月4日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- () 平成20年10月4日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。)

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第3回) 平成17年10月3日及び平成18年2月13日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	45
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,350 (注3、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000 (注3、4)
新株予約権の行使期間	平成20年2月14日から 平成27年10月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注3、4)
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)

- () 平成20年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- () 平成21年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第4回) 平成18年4月28日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個) (注1)	101
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	3,030 (注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000 (注4、5)
新株予約権の行使期間	平成20年4月29日から 平成28年4月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注4、5)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。

- () 平成20年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- () 平成21年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。)

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

(第5回) 平成18年8月17日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	336
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,080 (注3、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000 (注3、4)
新株予約権の行使期間	平成20年9月16日から 平成28年8月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注3、4)
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

4. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第6回) 平成18年8月17日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個) (注1)	107
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	3,210 (注4、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000 (注4、5)
新株予約権の行使期間	平成20年10月14日から 平成28年8月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注4、5)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときに除く。）。

新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。

当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

5. 平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第7回) 平成18年8月17日臨時株主総会及び平成18年10月30日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	450 (注3、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000 (注3、4)
新株予約権の行使期間	平成20年10月31日から 平成28年8月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注3、4)
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。
 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
- 3．平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
- 4．平成19年12月3日開催の取締役会決議により平成20年1月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(第8回) 平成20年9月29日取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,723
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,723
新株予約権の行使時の払込金額(円)	166,000
新株予約権の行使期間	平成22年9月30日から 平成26年9月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 166,000 資本組入額 83,000
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1．新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- 2．新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

- 3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。
 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。
 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

- (3) 【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日(注)	270	320,700	3	1,777	3	1,854

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
東短ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋室町四丁目4番10号	37,500	11.69
楽天ストラテジックパートナーズ 株式会社(注2)	東京都品川区東品川四丁目12番3号	32,820	10.23
エイチエスピーシー ファンド サ ービシズ スパークス アセッ ト マネジメント コーポレイテ ッド(常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG H.K. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	27,000	8.42
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	20,164	6.29
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	11,688	3.64
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	9,432	2.94
ジャフコV2共有投資事業有限責 任組合	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 (株式会社ジャフコ内)	8,679	2.71
北辰不動産株式会社	東京都港区西麻布三丁目2番1号	6,270	1.96
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜二丁目4番6号	5,989	1.87
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	5,320	1.66
計	-	164,862	51.41

(注) 1. 上記のほか、自己株式5,623株を所有しております。

2. 楽天ストラテジックパートナーズ株式会社(以下「楽天SP」という。)は、平成21年10月1日を効力発生日とし、楽天証券ホールディングス株式会社(以下「楽天HD」という。)を存続会社、楽天SPを消滅会社とする合併を経て、楽天証券株式会社(以下「楽天証券」という。)を存続会社、楽天HDを消滅会社とする合併が行われたことに伴い、最終的な存続会社である楽天証券となりました。

なお、同日付で提出された楽天証券の大量保有報告書並びに楽天SPの大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者	楽天証券株式会社
住所	東京都品川区東品川四丁目12番3号
保有株券等の数	株式 32,820株
株券等保有割合	10.24%

大量保有者	楽天ストラテジックパートナーズ株式会社
住所	東京都品川区東品川四丁目12番3号
保有株券等の数	株式 0株
株券等保有割合	0.00%

3. フィデリティ投信株式会社から、平成21年9月30日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成21年9月30日現在で、37,071株保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、フィデリティ投信株式会社の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者	フィデリティ投信株式会社
住所	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー
保有株券等の数	株式 37,071株
株券等保有割合	11.56%

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,623	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 315,077	315,077	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	320,700	-	-
総株主の議決権	-	315,077	-

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社マネーパートナーズグループ	東京都港区六本木一丁目6番1号	5,623	-	5,623	1.75
計	-	5,623	-	5,623	1.75

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	61,200	59,200	56,300	52,500	53,300	50,300
最低(円)	42,600	41,700	46,500	45,550	48,200	42,800

(注) 最高・最低株価は、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	9,692	7,010
預託金	17,238	16,293
顧客分別金信託	1	1
外国為替取引顧客分別金信託	17,183	16,292
その他の預託金	54	-
トレーディング商品	7,484	6,951
デリバティブ取引	7,484	6,951
約定見返勘定	170	258
短期差入保証金	2,080	2,002
先物取引差入証拠金	77	-
外国為替差入証拠金	2,003	2,002
前払金	51	60
前払費用	88	72
未収入金	32	30
未収収益	22	23
外国為替取引未収収益	19	21
その他の未収収益	3	2
繰延税金資産	39	120
その他の流動資産	186	197
貸倒引当金	5	4
流動資産計	37,081	33,016
固定資産		
有形固定資産	243	273
建物	1 72	1 77
器具備品	1 171	1 195
無形固定資産	1,450	1,431
ソフトウェア	1,354	1,337
ソフトウェア仮勘定	90	87
商標権	6	6
投資その他の資産	855	904
投資有価証券	187	190
長期差入保証金	501	530
長期前払費用	97	119
繰延税金資産	41	41
その他	27	23
固定資産計	2,549	2,609
資産合計	39,631	35,625

(単位：百万円)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成21年3月31日)当第2四半期連結会計期間末
(平成21年9月30日)

負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	473	308
デリバティブ取引	473	308
約定見返勘定	217	59
預り金	15	15
受入保証金	27,295	22,453
外国為替受入証拠金	27,295	22,453
短期借入金	250	250
前受収益	-	9
未払金	538	552
未払費用	1,139	1,121
外国為替取引未払費用	992	951
その他の未払費用	147	170
未払法人税等	306	1,244
賞与引当金	13	43
その他の流動負債	1	-
流動負債計	30,251	26,057
固定負債		
長期預り保証金	-	114
固定負債計	-	114
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	0	0
特別法上の準備金計	0	0
負債合計	30,251	26,171
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,777	1,768
資本剰余金	1,854	1,844
利益剰余金	6,210	6,321
自己株式	499	499
株主資本合計	9,342	9,434
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	1
評価・換算差額等合計	0	1
新株予約権	38	20
純資産合計	9,380	9,453
負債・純資産合計	39,631	35,625

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
営業収益		
受入手数料	1	0
委託手数料	0	-
外国為替取引手数料	1	0
トレーディング損益	3,956	4,863
外国為替取引損益	3,956	4,863
金融収益	54	9
その他の売上高	-	29
その他の営業収益	5	-
営業収益計	4,018	4,903
金融費用	1	1
売上原価	-	20
純営業収益	4,016	4,880
販売費・一般管理費		
取引関係費	982	2,033
人件費	446	¹ 499
不動産関係費	528	544
事務費	343	405
減価償却費	138	211
租税公課	60	22
貸倒引当金繰入れ	6	0
その他	38	48
販売費・一般管理費計	2,545	3,768
営業利益	1,470	1,112
営業外収益		
受取賃貸料	57	47
その他	0	9
営業外収益計	57	56
営業外費用		
賃貸費用	57	47
株式交付費	21	0
その他	3	8
営業外費用計	81	56
経常利益	1,446	1,112
特別利益		
金融商品取引責任準備金戻入	-	0
特別利益計	-	0
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入れ	0	-
固定資産除却損	6	-
特別損失計	6	-
税金等調整前四半期純利益	1,439	1,112
法人税、住民税及び事業税	546	293
法人税等調整額	57	80
法人税等合計	489	374
四半期純利益	950	738

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
営業収益		
受入手数料	0	0
外国為替取引手数料	0	0
トレーディング損益	2,511	2,382
外国為替取引損益	2,511	2,382
金融収益	30	5
その他の売上高	-	5
その他の営業収益	3	-
営業収益計	2,546	2,394
金融費用	0	0
売上原価	-	3
純営業収益	2,545	2,390
販売費・一般管理費		
取引関係費	635	1,057
人件費	230	¹ 244
不動産関係費	262	268
事務費	209	203
減価償却費	76	109
租税公課	33	15
貸倒引当金繰入れ	5	0
その他	16	12
販売費・一般管理費計	1,468	1,912
営業利益	1,076	477
営業外収益		
受取賃貸料	28	19
その他	0	2
営業外収益計	28	21
営業外費用		
賃貸費用	28	19
株式交付費	21	0
その他	2	4
営業外費用計	52	23
経常利益	1,053	476
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入れ	0	0
固定資産除却損	6	-
特別損失計	6	0
税金等調整前四半期純利益	1,046	476
法人税、住民税及び事業税	439	145
法人税等調整額	56	3
法人税等合計	383	141
四半期純利益	663	334

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,439	1,112
減価償却費	138	211
貸倒引当金の増減額(は減少)	6	0
賞与引当金の増減額(は減少)	14	30
金融商品取引責任準備金の増減額(は減少)	0	0
株式報酬費用	0	17
受取利息及び受取配当金	54	9
支払利息	1	1
株式交付費	21	0
投資事業組合運用損益(は益)	2	3
固定資産除却損	6	-
預託金の増減額(は増加)	3,734	944
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	119	532
約定見返勘定(資産)の増減額(は増加)	281	87
短期差入保証金の増減額(は増加)	1,491	78
前払金の増減額(は増加)	1	8
前払費用の増減額(は増加)	17	15
未収入金の増減額(は増加)	6	1
未収収益の増減額(は増加)	4	1
その他の流動資産の増減額(は増加)	35	111
その他の固定資産の増減額(は増加)	5	10
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	227	164
約定見返勘定(負債)の増減額(は減少)	1,431	158
預り金の増減額(は減少)	48	0
受入保証金の増減額(は減少)	3,402	4,841
前受収益の増減額(は減少)	-	9
未払金の増減額(は減少)	296	21
未払費用の増減額(は減少)	540	18
その他の流動負債の増減額(は減少)	-	1
その他	10	16
小計	4,957	5,090
利息及び配当金の受取額	54	9
利息の支払額	1	1
法人税等の支払額	201	1,311
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,808	3,787

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	139	55
無形固定資産の取得による支出	744	248
長期差入保証金の回収による収入	-	28
長期前払費用の取得による支出	19	2
その他	-	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	903	278
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	1,000
短期借入金の返済による支出	-	1,000
株式の発行による収入	15	18
配当金の支払額	192	844
財務活動によるキャッシュ・フロー	177	826
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,727	2,682
現金及び現金同等物の期首残高	3,107	7,010
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 6,835	¹ 9,692

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産より控除した減価償却累計額	1 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 24百万円	建物 19百万円
器具備品 143百万円	器具備品 105百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1	1 人件費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 賞与引当金繰入額 12百万円

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1	1 人件費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 賞与引当金繰入額 5百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)
現金・預金勘定 6,835百万円	現金・預金勘定 9,692百万円
現金及び現金同等物 6,835百万円	現金及び現金同等物 9,692百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 320,700株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 5,623株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第2四半期連結会計期間末残高 親会社 38百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	848	2,700	平成21年3月31日	平成21年6月24日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年11月10日 取締役会	普通株式	220	700	平成21年9月30日	平成21年12月11日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

外国為替証拠金取引事業の営業収益及び営業利益の金額は、全セグメントの営業収益の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

外国為替証拠金取引事業の営業収益及び営業利益の金額は、全セグメントの営業収益の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

著しい変動がないため、記載していません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	外国為替証拠金取引 売建	145,288	138,314	6,974
	買建	138,277	138,314	36
合計		-	-	7,010

(注)時価の算定方法 当第2四半期連結会計期間末の直物為替相場により算定しております。

前連結会計年度(平成21年3月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	外国為替証拠金取引 売建	55,423	49,563	5,860
	買建	48,780	49,563	782
合計		-	-	6,643

(注)時価の算定方法 連結会計年度末の直物為替相場により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

ストック・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費・一般管理費の人件費 8百万円

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	29,649.07円	1株当たり純資産額	30,002.39円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	2,987.11円	1株当たり四半期純利益金額	2,345.86円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,844.40円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,282.18円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	950	738
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	950	738
期中平均株式数(株)	318,172	314,695
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	15,964	8,781
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第8回新株予約権(新株予約権の数2,991個)。詳細は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	

前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年 9月30日)		当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	2,082.90円	1株当たり四半期純利益金額	1,063.06円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1,995.68円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1,035.40円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年 9月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	663	334
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	663	334
期中平均株式数(株)	318,411	314,917
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	13,916	8,414
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第8回新株予約権(新株予約権の数2,991個)。詳細は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第 2 四半期連結会計期間(自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日)

該当事項はありません。

2【その他】

平成21年11月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・220百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・700円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・平成21年12月11日

(注) 平成21年 9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月6日

株式会社マネーパートナーズグループ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーパートナーズグループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズグループ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月5日

株式会社マネーパートナーズグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野根 俊和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーパートナーズグループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズグループ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。